

契約の方法及び入札の条件

1 契約の方法

地方自治法施行令第167条の5の2の規定により一般競争入札とする。

2 入札の条件等

(1) 入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）第248条に定める入札保証金は入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の3以上の額とする。

ただし、規則第249条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 落札者

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を決定者とする。

イ 決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額をもって決定価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に関し課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

ウ 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みがあったものとする。

(3) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(4) 契約保証金

規則第228条第1項の規定により、契約金額の100分の5以上を徴収する。

なお、規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の徴収を免除する。

(5) 支払方法

精算払いとする。

(6) 支払限度額

この契約は、債務負担行為に基づく契約とし、各会計年度における業務委託料の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

令和7年度 0円

令和8年度 円

なお、甲は予算の都合上その他必要があるときには、上記支払限度額を変更することができる。

(7) 契約書

別紙「業務委託契約書(案)」のとおり。

(8) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。